平成２９年（フ）第３０８号
川崎市幸区北加瀬１丁目26番９号
債務者　佐藤　直樹
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４２３号
川崎市幸区南加瀬３丁目１番33号　金田ビル203、前住所川崎市川崎区昭和１丁目４番23―601号　シャルマンコーポ大師公園
債務者　山本　聖
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４５９号
川崎市多摩区東生田１丁目13―４　第一町山荘203、住民票上の住所東京都武蔵野市吉祥寺北町２丁目13番12―103号
債務者　植高　和江
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４６３号
川崎市多摩区中野島５丁目８番24号　コーポ亜季Ｂ　101、前住所川崎市多摩区登戸388番地５　ファミールＳ　103
債務者　満留ひろ子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４９９号
川崎市高津区千年92番地　千年前田住宅５―302
債務者　橋本　明代
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５００号
川崎市高津区千年92番地　千年前田住宅５―302
債務者　橋本　美穂
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５０３号
川崎市高津区下作延４丁目14番５号　ドミール・ツダ　201
債務者　大塚　広行
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５２１号
川崎市多摩区中野島４丁目19番５―203号
債務者　谷崎　恵美
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５５５号
川崎市川崎区藤崎１丁目21番12号、前住所千葉県松戸市小金302番地13　サニーヒル北小金305号
債務者　安村　頼宣
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５６２号
川崎市幸区遠藤町８番地　エムグロリアハイム　301
債務者　橋谷富美雄
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５９９号
川崎市宮前区野川1085番地８　グランドール野川　405
債務者　池田真理子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２５９号
奈良県大和郡山市九条町1065番地５　九条ハイツⅢ302号室
債務者　樋渡由加理（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１５５４号
札幌市白石区栄通３丁目１番８―402号
債務者　水上　裕介
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５８３号
札幌市西区西町北10丁目２番16号　ウエストパレス205号
債務者　佐藤　淳一
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６０６号
札幌市中央区大通西18丁目２番地７　アジエステート大通西プラザ603号
債務者　森永三咲子（変更前の名弥佐子）
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６１８号
札幌市南区澄川６条３丁目３番25―403号
債務者　河西　祐宏
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部